

仕様書

- <1> 保険種目 海外旅行傷害保険
使用約款 海外旅行傷害保険普通保険約款及貴社が使用する類似の約款或いは特別約款等による。
- <2> 目的 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの出張命令を受け海外出張する役職員のケガによる傷害治療費用及び疾病による疾病治療費用を補償するもの。
- <3> 契約方式 包括契約方式
- <4> 契約者 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- <5> 被保険者 ①国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの役員あるいは被用者で、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの出張命令を受けた者
②国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの出張命令を受けて海外へ渡航する役職員以外の者
③国立研究開発法人国際農林水産業研究センターが海外から日本へ招聘する研究者等
- <6> 保険期間 被保険者が出張を開始した日から終了する日までの期間
- <7> 備付台帳、通知 契約者は、各被保険者につき次の各号の明細を、海外出張が開始する前に、インターネットにて保険会社に通知するものとする。
(1) 被保険者名
(2) 年令
(3) 保険期間(出張期間)
(4) 保険金額
(5) 旅行先(出張地名)
通知に対する保険料は、契約期間終了後に保険会社に支払う。
※上記<5>被保険者②③についてインターネットによる通知ができない場合は次の通りとする。
毎月末日を締切日とし、締切日前1ヶ月間(締切日を含む)に出発した被保険者につき、締切日後15日以内に出張台帳の写しを保険会社に提出し通知する。ただし、出張開始時において被保険者の年齢が満70歳以上の場合には、事前に保険会社に通知し、承認を得るものとする。
なお、契約者はいつでも保険会社の要請に応じ、上記台帳ならびにその記載内容を証明する書類を提出できるものとする。
- <8> 保険料支払 一時払い、保険料払込猶予特約条項
令和元年度実績に基づく暫定保険料を支払い、契約期間終了後に実績に基づく保険料との精算を行う。ただし、暫定保険料は年間相当分とする。
- <9> 保険金額 上記<5>被保険者ごと(①役職員については旅行期間別)に次の通りとする。(保険金額:1名につき)
- | 補償項目 / 被保険者 | ①役職員(旅行期間3か月以内) | ①役職員(旅行期間3か月超) | ②役職員以外 | ③招へい |
|---------------|-----------------|----------------|---------|---------|
| 傷害死亡・後遺障害 | | | 1,000万円 | 1,000万円 |
| 治療費用(傷害および疾病) | 200万円 | | | |
| 傷害治療費用 | | 200万円 | 200万円 | 500万円 |
| 疾病治療費用 | | 200万円 | 200万円 | 300万円 |
| 疾病死亡 | | | 1,000万円 | 1,000万円 |
| 賠償責任 | | | | 1,000万円 |
- <10> 付帯特約 感染症追加担保特約条項
免責金額・日数や縮小てん補などは付帯しない。
- <11> 被保険者数 別紙明細書のとおり
- <12> 平均期間 別紙明細書のとおり
- <13> 包括契約 令和4年(2022年)4月1日午前0時から令和5年(2023年)3月31日午後12時(1年間)
契約期間
- <14> 備考 ●本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。
●同一の航空機、船舶等の交通常用具に搭乗する被保険者のこの保険契約における死亡・後遺障害保険金の合計額が20億円を超える場合には、契約者は事前に保険会社に通知するものとする。
●エクセス日数は設定しない。
●死亡・後遺障害追加支払に関する特約は不要。
●死亡保険金受取人は法定相続人とする。
●保険料計算書および各社が使用する約款、特別約款等、担保内容が分かる書類(特約等の全ての文言を含むもので、これらの書類は手書きまたはコピーでも可、明細書の添付は不要)を入札説明書に定める期限までに提出すること。
●提出部数は2部とし、提出に際して当所が保険仲立人として指名している共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社(東京都中央区日本橋2-2-16、担当者:甘草 裕理)に提出すること。
●共立インシュアランス・ブローカーズ(株)扱いとする。
●保険証券に「仕様書のとおり」と記載すること。
●本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、当センターの指示に従うものとする。

以上